

# 新型コロナウイルス感染症の影響を含めた生活相談窓口について

令和2年3月30日  
矢 中 町

矢中町では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年4月1日以降に納期限を迎える個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上水道料金、下水道使用料、保育料、町営住宅使用料に関して、支払い期限までにお支払いいただくことが困難な方など生活不安に対応するための「生活相談窓口」を、令和2年4月1日から当面の間設置します。

新型コロナウイルス感染症の影響で減収し資金繰りなどに支障をきたしている町民の方々や企業などからお申し出があった場合に、お支払期限の延長や分割納付など、ご相談いただくことができますので、周知へのご協力をお願いいたします。

## 記

### 1. 設置窓口

矢中町役場 福祉課 生活相談係  
電話 019-611-2575、611-2576

お電話でのお問い合わせは平日午前9時から午後5時の間をお願いします。

### 2. 対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染者または感染の疑い等により、上記町税や公共料金等の支払いの手続きが困難な方。
- (2) 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、収入が減少し、上記町税や公共料金等の支払いが困難な方。

### 3. お客様からの受付

- (1) 上記窓口へのお電話によるお申し出または生活相談係窓口でのお申し出とし、令和2年4月1日（水）から受付いたします。なお、お申し出の際には新型コロナウイルス感染症の影響の状況を聞き取らせていただくとともに、必要に応じて状況を確認できる書類を提出いただく場合がございますのでご了承ください。また、関連する担当課に取次させていただくことがあります。
- (2) ご相談の内容により、関連担当課とお支払いの計画及び支払期限を決めていただき、原則その計画に沿った形でお支払いいただくこととなります。

### 4. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、更なる支払期限の延長についても検討いたします。
- (2) 企業の水道料金、下水道料金については、直接上下水道課（電話 019-611-2562）にお問い合わせください。
- (3) 最新の情報については矢中町公式ホームページをご覧ください。  
矢中町公式ホームページ <https://www.town.yahaba.iwate.jp>